

最高裁秘書第10号

令和5年1月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田 眞 哉

司法行政文書開示通知書

令和3年12月11日付け（同月13日受付、第030783号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年11月24日付け最高裁判所事務総局人事局任用課試験係「令和2年度（第74期）司法修習生考試における特例措置等に関するお知らせ」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を發した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話03 (4233) 5240 (直通)

令和3年11月24日

令和2年度（第74期）司法修習生 各位

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

令和2年度（第74期）司法修習生考試における特例措置等
に関するお知らせ

標記の考試を受験する際に、特別の事情により、エレベーターの使用、考試時間の延長、答案作成のためのパソコンの使用、トイレ以外の理由（例：搾乳等）による退出等の特例措置を希望する者は、下記の事項に従って、あらかじめ必要な資料等を準備し、速やかに提出してください。

なお、健康増進法による受動喫煙の防止の趣旨、同法において認められる喫煙場所を設けている会場確保の困難等により、昨年度の考試から、考試会場における喫煙は認められていませんのでお知らせいたします。

おって、今年度の考試に関する事項（考試における注意事項等）については、
ポータルサイトに随時掲載しますので、必ず確認してください。

記

申請期間：令和3年12月1日（水）から令和4年2月7日（月）まで（消印有効）

提出書類等：特例措置申請書、特例措置を希望する事情を疎明する資料（例：医師作成の診断書（考試前4か月以内に作成されたもの）等）

※ 考試受験の際に使用が認められる私物一覧は、別添のとおり。

※ 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合がある。

提出方法：郵便のみで受け付ける。封筒の表に「司法修習生考試特例措置申請書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付すること。

提出先：〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

注意事項：考試における特例措置は，集合修習とは別に申請が必要である。

考試に関する事項の質問は，Microsoft Teams のプライベート
チャットを使用せず，以下に問合せをすること。

問合せ先：最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話